



平成 26 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社ウエスコホールディングス
代表者名 代表取締役社長 山 地 弘
(コード番号：6091 東京市場第2部)
問 合 せ 先 取締役経営管理本部長 大 倉 一 夫
TEL 086-254-6111 (代表)

訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ

当社の完全子会社である株式会社ウエスコは、平成 26 年 3 月 31 日付け「訴訟の判決に関するお知らせ」にて開示しました京都地方裁判所の第 1 審判決について、当該判決を不服として、本日、控訴の提起を行いましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟（控訴）を提起した裁判所および年月日

裁判所 大阪高等裁判所
年月日 平成 26 年 4 月 10 日
控訴人 株式会社ウエスコ

2. 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人に関する部分を取り消す。
- 2 被控訴人の控訴人に対する請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は第一、二審を通じ被控訴人の負担とする。

3. 控訴に至った経緯

原告相楽東部広域連合（旧相楽郡東部じんかい処理組合）が、被告株式会社ウエスコおよび施工者に対し、「相楽東部クリーンセンター」の擁壁に亀裂などが発生し、修復工事に至った要因は、設計者および施工者の契約違反ないし不法行為にあるとして、両被告に対し、連帯して修復に要した費用または要する費用等の支払いを求めた訴訟について、平成 26 年 3 月 28 日、京都地方裁判所より、連帯して 5 億 4 8 7 3 万 2 5 2 4 円およびこれに対する平成 9 年 9 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払いを命じる旨の第一審判決が言い渡されました。

本件は、被告株式会社ウエスコが当該判決を不服として、大阪高等裁判所に対し、控訴を提起したものです。

4. 今後の見通し

株式会社ウエスコの主張が認められなかったことは誠に遺憾であるため、引き続き控訴審において申し立ててまいります。なお、本判決が当社の業績に与える影響は現時点では未確定ですが、今後、開示すべき事項が発生次第、速やかにお知らせいたします。

以 上